

# 第1章 高齢者虐待とは

## 第1節 高齢者虐待防止法の成立

高齢化が急速に進行する中で、高齢者に対する身体的・心理的虐待等が家庭や施設等で表面化し、大きな社会問題になっています。

特に、介護保険制度導入後、第三者が家庭に入るようになってから高齢者虐待はますます顕在化するようになり、高齢者虐待を防止する仕組みを創っていくことは避けがたい課題として認識されるようになりました。

高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要です。

こうした背景から、平成17年11月1日に第162回通常国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、通称、高齢者虐待防止・養護者支援法（以下、このマニュアルでは特に明記しない限り「高齢者虐待防止法」という。）が議員立法で可決・成立し、平成18年4月1日から施行されることとなり、本格的に高齢者虐待防止に向けた取組が始まりました。（法律条文については58ページ参照）

## 第2節 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を以下のように定義しています。

- 1 「高齢者」とは、65歳以上の者（高齢者虐待防止法第2条第1項）
- 2 「高齢者虐待」とは、養護者や、養介護施設従事者等が以下のいずれかに該当する行為をいいます。
  - (1) 身体的虐待
  - (2) 介護・世話の放棄・放任
  - (3) 心理的虐待
  - (4) 性的虐待
  - (5) 経済的虐待

このほか、65歳未満の方が上記のような虐待を受けている場合や、独居高齢者等のセルフネグレクト（自己放任）も高齢者虐待に準じた対応が求められます。

- 3 「養護者」とは、家庭内において介護する人を指します。
- 4 「養介護施設従事者等」とは「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者を指します。

|            | 養介護施設  | 養介護事業  |
|------------|--|--|
| 老人福祉法による規定 | 老人福祉施設<br>有料老人ホーム  | 老人居宅生活支援事業   |
| 介護保険法による規定 | 介護老人福祉施設<br>介護老人保健施設<br>介護療養型医療施設<br>地域密着型介護老人福祉施設<br>地域包括支援センター | 居宅サービス事業<br>地域密着型サービス事業<br>居宅介護支援事業<br>介護予防サービス事業<br>地域密着型介護予防サービス事業<br>介護予防支援事業 |

■ 養介護施設（高齢者虐待防止法第2条第5項第1号）とは

| 条文    |             | 施設名  |
|-------|-------------|--|
| 老人福祉法 | 第5条の3       | 老人福祉施設（老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター及び老人介護支援センター） |
|       | 第29条第1項     | 有料老人ホーム  |
| 介護保険法 | 第8条第21項     | 地域密着型介護老人福祉施設  |
|       | 第8条第26項     | 介護老人福祉施設（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム）  |
|       | 第8条第27項     | 介護老人保健施設   |
|       | 第8条第26項〔旧〕  | 介護療養型医療施設  |
|       | 第115条の46第1項 | 地域包括支援センター   |

※ 指定介護療養型医療施設に関しては，〔旧〕介護保険法(抄)に，平成30年3月31日までの間，なおその効力を有するものと記載されている。

■ 養介護事業（高齢者虐待防止法第2条第5項第2号）とは

| 条文    |           | 事業の種類           | 業務の主な内容  |
|-------|-----------|-----------------|--|
| 老人福祉法 | 第5条の2第1項  | 老人居宅生活支援事業      | 訪問介護，デイサービス，ショートステイなど                                |
| 介護保険法 | 第8条第1項    | 居宅サービス事業        | 訪問介護・看護・リハビリ，通所介護・リハビリ，短期入所生活介護・入所療養介護等のいわゆる在宅サービス事業 |
|       | 第8条第14項   | 地域密着型サービス事業     | 小規模多機能型居宅介護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など        |
|       | 第8条第23項   | 居宅介護支援事業        | 「居宅介護サービス計画」の作成 など                                   |
|       | 第8条の2第1項  | 介護予防サービス事業      | 介護予防通所介護，介護予防訪問介護など                                  |
|       | 第8条の2第14項 | 地域密着型介護予防サービス事業 | 介護予防認知症対応型通所介護，介護予防小規模多機能型居宅介護 など                    |
|       | 第8条の2第18項 | 介護予防支援事業        | 「介護予防サービス計画」の作成 など                                   |

■ 虐待の区分と具体例（高齢者虐待防止法第2条第4項及び第5項）

| 区分                | 内容と具体例   |
|-------------------|--|
| 身体的虐待             | <p>暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】<br/>平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる<br/>ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等</p>   |
| 介護・世話の放棄放任（ネグレクト） | <p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】<br/>入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある<br/>室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる<br/>高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない<br/>同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること 等</p> |
| 心理的虐待             | <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】<br/>排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる<br/>怒鳴る、ののしる、悪口を言う<br/>侮辱を込めて、子どものように扱う<br/>高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等</p>   |
| 性的虐待              | <p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体例】<br/>排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する<br/>キス、性器への接触、セックスを強要する 等</p>   |
| 経済的虐待             | <p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】<br/>日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない<br/>本人の自宅等を本人に無断で売却する<br/>年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等</p>   |

（参考）厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」より抜粋

### 第3節 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待の背景には様々な要因が考えられます。

また、これらの要因は単独で発生することもあります。複数の要因が複雑に絡み合って虐待に発展し深刻化していくケースも多くみられます。

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>被虐待者側の要因</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待をしている者との以前からの人間関係の悪さ、悪化</li> <li>・性格（頑固，強引，自己中心的）</li> <li>・認知症の発症・悪化</li> <li>・要介護度の進行</li> <li>・他疾病，傷害など</li> <li>・在宅生活への強い固執</li> <li>・加齢や怪我によるADL（日常生活動作）の低下</li> <li>・判断力の低下，金銭管理能力の低下</li> <li>・収入が少ない</li> <li>・借金，浪費癖がある</li> <li>・精神不安定な状態</li> <li>・整理整頓ができない</li> <li>・相談者がいない</li> </ul>   |
| <p>虐待者側の要因</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ</li> <li>・介護知識や技術，介護意識の欠如</li> <li>・他疾病，傷害など（精神疾患，認知症含む）</li> <li>・高齢者の身体機能低下や認知症であることの受け入れができない</li> <li>・性格（自己中心的）</li> <li>・介護負担による心身のストレス</li> <li>・就労，遠方居住などのために十分な介護ができない</li> <li>・収入不安定，無職</li> <li>・アルコール依存症</li> <li>・精神不安定，潔癖症</li> <li>・高齢者介護に対する価値観</li> <li>・金銭の管理能力がない</li> <li>・ギャンブルなど</li> <li>・借金・浪費癖がある</li> <li>・相談者がいない</li> <li>・親族からの孤立</li> </ul> |
| <p>その他の要因</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係，親族関係の悪さ，無関心，孤立</li> <li>・サービス利用にお金がかかる</li> <li>・近隣，社会との関係の悪さ，孤立</li> <li>・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>・家屋の老朽化，不衛生</li> <li>・人通りの少ない環境</li> <li>・暴力の世代間・家族間連鎖</li> </ul>  |